

## 意味と統語から見たトイウの機能(斎藤武生先生 退任記念号)

著者名(日)	眞鍋 雅子
雑誌名	言語科学研究 : 神田外語大学大学院紀要
巻	14
ページ	49-68
発行年	2008-03
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1092/00000461/">http://id.nii.ac.jp/1092/00000461/</a>

## 意味と統語から見たトイウの機能

眞鍋 雅子

### 要旨

本稿は、[XトイウN]におけるX（修飾部）とN（主名詞）の関係を例示関係として捉え、XはNの例として[XトイウN]全体で1つの「タイプ」を表すと考える。そしてこのような[XトイウN]の例示関係はXが名詞である「語のレベル」だけでなく、Xが「文（名詞節）のレベル」においても成立することを示す。Xが文（名詞節）レベルの場合、トイウの生起はXの事態タイプによって異なり、それぞれの事態タイプは時制解釈、PRO主語解釈と連動する。その結果、トイウの有無が、「個別」対「タイプ」、「具体」対「概念」、「現実」対「非／未現実」の対立を作り出すことを提示する。しかしXとNの関係性は、話者が事態Xをどのようにとらえるか（話者の認識や事実認定）によっても左右される。先行研究（寺村1975～1978）では主にNのタイプによってトイウの介在が論じられてきたが、本稿では先行研究での成果を取り上げる形で、より大きな文（主文）や談話レベルでの観点からも考察を加えた。このようにトイウを俯瞰的にとらえることで、語のレベル、文（節）のレベルだけでなく、より大きな文（主文・談話）レベルにおいてもトイウの例示機能が関わることを提示する。

キーワード：XトイウN、例示機能、例、タイプ、個別事態、  
一般事態

### 1. はじめに

トイウは、[XトイウN]という形でX（修飾部）とN（主名詞）をつなぎ、日本語の名詞修飾表現に頻繁に現れる。

- (1) 教師という仕事はなかなか大変な仕事である。
- (2) 海外で学ぶ { $\phi$ ・という} 経験は仕事に役立つ。

## 言語科学研究第14号（2008年）

(1) は、Xが名詞の場合であり、トイウが介在することによってNの「仕事」がどのような範疇に属する「仕事」なのかを具体的な例である「教師」で例示する働きをしている（例示機能）。このようなトイウの例示機能は(2)のようにXが文の場合（ここでは文＝名詞節を表すが、以下「X：文」と表示）にもあると考える。(2)においてトイウが無い場合（[X φ N]）、Xは具体的な事態・出来事を表す。しかしトイウがある[XトイウN]の場合は、[XトイウN]全体でどのような経験であるかを概念的に例示していると考えられる。

本稿は[XトイウN]におけるXとNの関係を例示関係として捉え、トイウの例示機能は(1)のようにXが「名詞」の場合だけでなく、(2)のようにXが「文」の場合においても成立することを論じる。先行研究（寺村1975～1978）では、Xが文である場合、トイウは主に主名詞Nとの関係において論じられている。またNが「コトを表す名詞」の場合は、トイウの介在が任意である（寺村1975～1978:276）とされ、トイウが介在する時としない時のXの違いについては、あまり議論されていない<sup>1</sup>。本稿は、[XトイウN]（X：文）が成立するためには、Xが個別事態ではなく一般事態<sup>2</sup>であり、この2つの事態の違いは時制解釈、PRO主語解釈と連動すると考える。その結果、トイウの介在は非／未現実の時制解釈、随意的主語解釈と最も関わりがあることを提示する。

また[XトイウN]（X：文）におけるXとNの関係性は、話者が事態Xをどのようにとらえるかによって左右される場合がある。つまりXの内容が個別事態（実際の時間軸上の時制解釈を持つ特定主語の文）であっても、その真偽が話者にとって確定できない事態であれば、一般事態と同様にトイウの介在が必要となる。こうした観察から、[XトイウN]におけるトイウの有無は、Xの持つ語のレベル、文（節）のレベルだけでなく、文（節）のレベルを超えたより大きな文（主文・談話）レベルからも考察を加える必要があり、トイウの例示機能はこれらすべてのレベルと関わることを提示する。

本稿の構成は次の通りである。第2節では[XトイウN]におけるXとNの関係性について、例示機能の観点から考察する。2.1はXが語のレベル（X：名詞）の場合、2.2はXが文レベル（X：文）の場合である。第3節ではXが文の場合における2つの事態タイプとトイウの関係について述べる。3.1では

意味と統語から見たトイウの機能

時制とトイウ、3.2ではPRO主語とトイウの関係について論じる。さらに第4節では文（節）レベルを超えたより大きな文（主文・談話）レベルにおけるXとNの関係性について考察する。第5節は本稿の結論である。

## 2. トイウの例示機能

### 2.1. XトイウN (X：名詞) の場合

(3)に見られる [XトイウN] におけるXは名詞であり、主名詞であるNと修飾部であるXの間にトイウが介在する。

- (3) a. [教師という仕事] はたいへんな仕事である。
- b. [男という生き物] は孤独である。

(3)においてNである「仕事」「生き物」は、Xである「教師」「男」が属する範疇を表す（益岡・田窪 1992）。すなわち、XとNは構成要素とそれが属する集合であり、部分と全体の関係にある<sup>3</sup>。

しかし(3)におけるトイウは、単に「部分－全体関係」を表すだけではなく、Xを例として提示し、名詞句（[XトイウN]）全体を切り取る機能を持つと考えられる。(3)では、「仕事」「生き物」のカテゴリー（集合）の中から「教師」「男」という個別的な例を提示することで名詞句全体を提示する。「教師という仕事」は、仕事の一種の例として「教師」を提示し、名詞句「教師という仕事」を切り取る機能を持つ。つまり「教師という仕事」は、トイウが介在することで名詞句全体を1つの例示されたタイプ（あるいは概念）として提示するのである<sup>4</sup>。この関係を図示したものが(4)であり、本稿では(4)に示したトイウの機能をトイウの例示機能と呼ぶことにする。

- (4) 

[X=例] イトウ [N]
---------------

 (X：名詞)  
           (全体は、例によって提示されたタイプ)

### 2.2. XトイウN (X：文) の場合

本稿は、(4)で示した [XトイウN] におけるXとNの関係は、例示機能を持つトイウを介在として、Xが文の場合にもあるのではないかと考える。そ

言語科学研究第14号（2008年）

ここで2.2ではXが文の場合における [X トイウ N] を考察する。

寺村（1975～1978）は、いわゆる外の関係における連体節（名詞修飾節）を主名詞<sup>5</sup>の種類によって分類し、名詞修飾節におけるトイウの現れ方について考察している。それを要約すると（5）のようになる<sup>6</sup>。

(5) a. トイウの介在が義務的 ([X トイウ N]) . . .

Nは発話、思考の名詞（意見、噂、忠告、手紙、返事など）

b. トイウの介在が不可 ([X φ N]) . . .

Nは感覚の名詞（匂い、気配、音、形、色、味など）

c. トイウの介在が任意 ([X (トイウ) N]) . . .

Nはコトを表す名詞（事件、事故、経験、事実など）

以下では（5）に見られるトイウの生起可能性の違いを、N（主名詞）のタイプからではなく、トイウの例示機能がこうしたNとどう関わるかの観点から考察し、（5）に見られる制約はNのタイプによるのではなく、トイウの機能から説明できることを示す。（6）（7）（8）はそれぞれ（5a）、（5b）、（5c）に基づいた例文である（作例は筆者による）。

まず（6）は（5a）に見られる「発話、思考の名詞」を主名詞とする名詞修飾節であるが、（6）からもわかるようにトイウの介在は義務的である（寺村1975～1978:270）。

(6) a. もっと税金を安くすべきだ {\* φ ・ という} 意見

b. 花子が結婚する {\* φ ・ という} 噂

c. よした方がいい {\* φ ・ という} 忠告

トイウの例示機能の観点からみると、（6a）ではいろいろある「意見」の中で、「もっと税金を安くすべきだ」との意見を例として示すことで「意見」を主名詞とする名詞修飾節全体を切り取っている。（6）において、（4）で表した例

意味と統語から見たトイウの機能

示機能が働いて、名詞節全体をタイプ（あるいは概念）として提示しているといえる。

次に（7）は（5b）の「感覚の名詞」が主名詞の場合だが、（6）とは反対にトイウは介在しない（寺村1975～1978:285）。

- (7) a. さんまを焼く { $\phi$ ・\*という} 匂い
- b. 誰かが部屋に入ってくる { $\phi$ ・\*という} 気配
- c. お寺の鐘を打つ { $\phi$ ・\*という} 音

（7）においてトイウが介在しない理由は、例示機能の観点から次のように考えられる。（7）における主名詞の「匂い」「気配」「音」といった感覚は話者の認知に基づく結果であり、その原因となる事柄は話者の直接的な体験である。直接的、現実的に認知している事態が主名詞である感覚名詞を修飾する場合、事態を例として提示し名詞修飾表現全体を表すといった機能は必要ではない。そのため、例示機能を有するトイウは（7）のような感覚名詞と基本的に共起しがたく、感覚名詞を主名詞とする名詞修飾節にはトイウが介在しない、と考えられる。

さらに（5c）の「コトを表す名詞」が主名詞である場合は、（8）からもわかるようにトイウの介在が任意である（寺村1975～1978:276）。

- (8) a. 市民が巻き込まれて負傷した { $\phi$ ・という} 事件
- b. 低空飛行中の飛行機が墜落した { $\phi$ ・という} 事故
- c. 海外で日本語を教える { $\phi$ ・という} 経験

しかし、（6）（7）で見たトイウの例示機能の観点から考えるならば、「コトを表す名詞」が主名詞の時はトイウの介在が任意であるといっても、トイウがある方が望ましい場合と、ない方が望ましい場合があると考えられる。すなわち、（6）の [XトイウN] ように X が N の例である場合にはトイウが介在し、（7）の [X $\phi$ N] のように X が直接的な事柄・事態の場合にはトイウが介在しないと予測される。次の（9）は（5c）の「コトを表す名詞」を主名詞とする名

言語科学研究第14号（2008年）

詞節を文においた場合である。

- (9) a. 太郎は [[親の目の前で子供が殺される] {?\* φ・という} 事件] などありえないと思っている。  
b. 主催者側は [[当日多くのけが人がでる] {?\* φ・という} 状況] を想定していない。

(9) に見られる「事件」「状況」は「コトを表す名詞」であり、トイウの介在は任意のはずであるが、(9) にはトイウが必要であり、トイウのない場合はトイウがある場合に比べ（少なくとも）容認度が落ちる。これに対して、(10) ではトイウがない方がむしろ自然である。

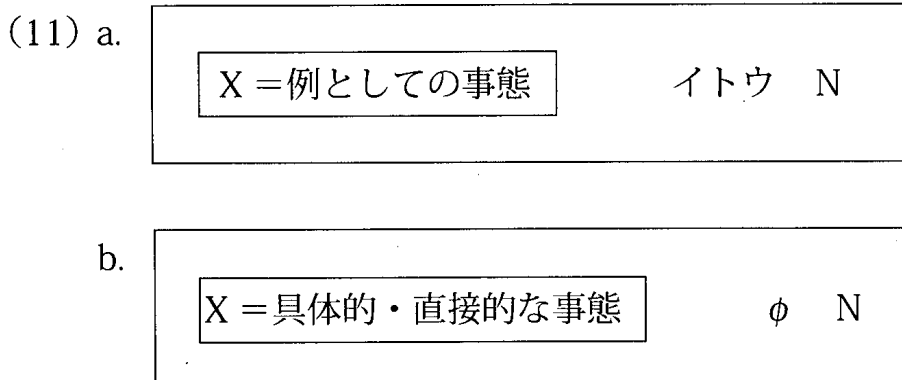
- (10) a. 太郎は [[目の前で花子が殺された] {φ・?\* という} 事件] の証人として法廷で証言した。  
b. 主催者側は [[昨夜20人のけが人がでた] {φ・?\* という} 状況] を説明した。

(9) (10) におけるトイウの介在の違いは、トイウの例示機能の観点からみると、XがNの例（タイプ）となるのか、またはXが例ではなく現実的・直接的事態であるのかということによる。実際 (9) に見られる [XトイウN] のXは、現実の時間軸に位置づけられた事態であるかどうかには言及しておらず、少なくとも話者にとってXの事態は現実的な事態とはいえない。(9a) では太郎（話者）は「親の目の前で子供が殺される」ことが現実には起こるとは考えていないし、(9b) の主催者側（話者）は「当日けが人がでる」ことを想定していないので、Xの事態は話者にとって現実の時間軸に位置づけられた事態とは言えない。トイウの介在は、これらのXの事態が話者にとって現実ではない（すなわち未／非現実の）事態であることを明示し、Xによってどのような「事件」「状況」なのか例として提示する。これに対して、(10) に見られるX（[目の前で花子が殺された] [昨夜20人のけが人がでた]）は現実の時間軸における具体的・現実的な事態であり、このようなXとトイウの持つ例示機能は整合

意味と統語から見たトイウの機能

しないため、トイウの介在を必要としない。

(9) (10) の例からわかるように、(5) に見られる共起制限において主名詞との関係ではトイウの介在が任意である場合も、トイウの持つ例示機能から考えると、トイウの有無に関して大きくどちらか片方に傾く。トイウの介在の有無は、Xの事態の違いにある。[X トイウ N] ではXが時間軸からは遊離しており、例として名詞節全体を提示するが、[X  $\phi$  N] ではXが現実的・具体的な時間軸上の特定事態であり、このような名詞節においてはトイウの介在を許さないことになる。これまでの考察から、トイウの有無によるXとNの関係を図にまとめると(11)になる。



以上、寺村(1975~1978)の外の関係における連体節のトイウの現れ方を簡略にまとめ、それに関わる共起制限をトイウの例示機能の観点から見てみた。寺村(1975~1978)の研究は、その後様々なトイウに関する意味的あるいは統語的研究(Josephs 1976, Terakura 1984, 金 1989, 大島 1991, 戸村 1990・1991・1992, 益岡 1997, 太田 2000, ジョンソン 2005など)に大きな影響を与えたが、寺村(1975~1978)自身も述べているように<sup>7</sup>、主名詞のタイプからだけではトイウの生起条件を決定できない場合がある。本節ではトイウの共起制限を、主名詞のタイプからではなく、例示機能を持つトイウの観点から考察した。例示機能をもつトイウは、Xの事態と連動して文の意味解釈に関わる。つまりNとの関係だけをみるとトイウの有無が任意である場合も、Xを詳細に考察するとトイウの介在はどちらでもよいわけではなく、むしろトイウが意味と統語(形)のマッチングを積極的に行うための形式として働くことが



## 言語科学研究第14号（2008年）

わかる。その結果、例示機能を持つトイウを積極的に介在させることで（あるいは介在させないことで）、文の正しい意味解釈を促進すると考えられる。

3節ではトイウの有無と連動するXの2つの事態タイプについて考察する。

### 3. トイウと2つの事態タイプ

#### 3.1. 時制とトイウ

3.1では[XトイウN]（X：文）におけるトイウの有無と連動すると考えられるXの事態タイプについてさらに考察する。益岡（2007）は、「～こと」の構文で現れる補文の事態に2つのタイプがあることを考察している。益岡（2007）は「～こと」という構文は「全体として概念的に構築された事態を表す」とした上で、「概念的に構築された事態」はある事態を「タイプとして表す場合」と「ある時空間に実現する事態を表す場合」があることを指摘し、前者を「一般事態」、後者を「個別事態」と名付けた。（12a）は一般事態、（12b）は個別事態に該当する例文である。

(12) a. 早く起きることは健康によい。

b. 担当者が業者から賄賂をもらったことは間違いない。

（益岡 2007:30）

（12a）の「早く起きること」は益岡（2007）が指摘するように、「早起き」という事態名詞で置き換え可能であり、一定の時空間に位置づけられた事態とはいえない。これに対して（12b）の「～こと」で表される事態は特定の時空間軸に位置づけられる存在であるといえる。

このように益岡（2007）が示したコトが表す2つの事態タイプは、南（1974）が表した日本語における文の階層構造と連動していると考えられる<sup>8</sup>。（13）は南（1974）の日本語の文構造を田窪（1987）<sup>9</sup>がより明示的にわかりやすくして表したものである。

(13) A = 様態・頻度の副詞 + 補語 + 述語

B = 制限的修飾句 + 主格 + A + (否定) + 時制

意味と統語から見たトイウの機能

C = 非制限的修飾句 + 主題 + B + モーダル

D = 呼掛け + C + 終助詞

(田窪 1987:38)

さらに田窪 (1987) は、(13) の A、B 類を修正して (14) のように形式化した。

(14) A 類 1 = 様態・頻度の副詞 + 動詞

A 類 2 = 頻度の副詞 + 対象主格 + 動詞 (+ 否定)

B 類 = 制限的修飾句 + 動作主格 + A + (否定) + 時制

(田窪 1987:38-39)

田窪 (1987) は、(13) において主格名詞は B 類にあり時制辞と共起関係にあるが、非意志的動作・過程の主体を表す主格名詞は時制の区別がない節にも現れることから、(14) に見られるように非意志的動作・過程の主体を「対象主格」と名付け A 類 2 の要素に、意志動作の主体を「動作主格 (経験者を含む)」と名付け B 類の要素に位置付けた。

田窪 (1987) により修正が加えられた (13) (14) の階層構造に基づいて (12) の補文を見ると、(12a) は補文の動詞がル形とタ形の対立をもたず、「起きる」という行為・動作を表していることから、(12a) の一般事態の補文は A 類に該当する。一方、(12b) の個別事態の補文は時制の対立があり、補文はある事態・事件を表すと考えられることから、B 類に該当する。つまり (13) (14) の階層構造に当てはめてみると、益岡 (2007) が (12) で示した補文は、統語的にも意味的にも異なる事態タイプであり、日本語のコト補文には一般事態・個別事態の 2 つの事態タイプが確かに存在するといえる。

では次に、益岡 (2007) の表した 2 つの事態タイプに基づいて、コト補文とトイウの関係を見てみる。益岡 (2007) のいう 2 つの事態タイプが正しいとするならば、(12) の「～こと」構文における 2 つの事態タイプとトイウの介在はリンクするのではないかと考えられる。つまり (12a) のようにある事態を「タイプとして表す場合」の一般事態の「こと」は、時制を持たず現実の

## 言語科学研究第14号（2008年）

時間軸から遊離しているため、事態を例として示すトイウの介在が許されると予測できる。

(15) [[(\*あした) 早く起きる] ということ] は健康によい。

(15) に見られるように一般事態の補文にはトイウを介在することが可能である。時間を特定する要素(あした)を挿入できないことから明らかなように、(15)の補文はル形であっても時間軸につながる時制を持った事態ではなく、例(タイプ)として提示された事態であるといえる。したがってこのような場合、例示機能を持つトイウが生起できる。しかし、トイウの介在がある(15)とトイウがない(12a)では、文の表す意味がまったく同じであるとは考えられない。(15)は補文にトイウが介在することで、補文全体を1つの例として提示しており、トイウの例示機能は「健康によい」と考えられる「構築された概念」(すなわち「こと」)がいくつもある中から、「早く起きる」という事態を示すことで、その概念を切り取っている。つまり、(15)は健康によい「こと」を「早く起きる」という例で指し示しているといえよう。

次に(12b)の場合は、「～こと」はある時間軸上に位置付けた個別事態であり、具体的な事態により主要部の「こと」を修飾するため、トイウの介在は容認しがたいと予測される。

(16) [[(昨年12月に) 担当者が業者から賄賂をもらった] (\*? という) こと] は間違いはない。

(16) に見られるように、補文は特定の時間を指定する要素(昨年12月に)を挿入することが可能であり、時制を持つ1つの具体的事態に特定されるため、事態を例として提示する必要がなく、例示機能をもつトイウと共起しがたい<sup>10</sup>。

このように益岡(2007)における「一般事態」「個別事態」の区別を形の上で明示しようとするとき、トイウの介在はコトの事態タイプと連動し、時間軸につながる時制を持たない一般事態の補文には介在可能だが、特定の時間軸に位置付けられる時制を持つ個別事態の補文には介在が難しくなる。トイウの介

## 意味と統語から見たトイウの機能

在により事態を例（タイプ）として提示することは、未／非現実の時制解釈の一般事態では可能だが、具体的・現実的な時制解釈を持つ個別事態では容認しがたいことになる。

3.1では、コトとトイウの関係を考察することにより、トイウの有無と2つの事態タイプ（一般事態／個別事態）の時制解釈が連動して適切な意味解釈を導くことを示した。

## 3.2. 主語とトイウ

3.2では2つの事態タイプの主語解釈とトイウの介在可能性の関連を考察する。

3.1で見たように2つの事態タイプは異なる文の階層構造に属し、(13)(14)で示されているように、A類に該当する一般事態は動作主格を持たないがB類の個別時事態は動作主格を持つと考えられる。(17)に見られる[XトイウN] (X:文)は、Xが動作主格（経験者格）を持たない形で提示することができ、一般的に主名詞の種類からトイウの介在が任意（(5c)参照）であると考えられている。

- (17) a. 海外で生活する {φ・という} 経験  
b. 海で泳いだ {φ・という} 体験

英語においては経験者格を含め主格を特に明示しない場合、主格（経験者格）は恣意的に解釈される場合が多い。これは(18)に見られるように、英語の不定詞等の主語に想定されるゼロ代名詞（PRO）の解釈の状況と似ている。

- (18) [PRO to swim / swimming regularly ] is good for the health.

英語ではPROの照応先はコントロール規則に従い、PROをc統御している名詞であるが、特定のコントローラーをその文中に持たない場合は、主文の要素も含め随意的に解釈できる（長谷川1995）。(17)におけるXの主格（経験者格）をゼロ代名詞（PRO）を用いて文中に表すと(19)になる。

言語科学研究第14号（2008年）

- (19) a. [[ PRO 海外で生活する ] {φ・という} 経験] は貴重なものになるであろう。  
 b. [[ PRO 海で泳いだ ] {φ・という} 体験] はいい夏の思い出だ。

(19) において X の主格（経験者格）が恣意的に解釈される場合、X は一般事態として捉えられ、X を例として提示するトイウが介在できる。これに対して、X の主格（経験者格）が特定の人称として解釈される場合には、X は特定の事態（すなわち個別事態）となるのでトイウの介在は容認しがたいと予測される。(20) は恣意的な「誰にとっても」を挿入した文であり、(21) は X の主格（経験者格）を特定する「花子にとって」を挿入した文である。

- (20) a. [[(\* 来年) 海外で生活する] {φ・という} 経験] は誰にとっても貴重なものになるであろう。  
 b. [[(\* 昨年) 海で泳いだ] {φ・という} 体験] は誰にとってもいい夏の思い出だ。  
 (21) a. [[(来年) 海外で生活する] {φ・\*? という} 経験] は花子にとって貴重なものになるであろう。  
 b. [[(昨年) 海で泳いだ] {φ・\*? という} 体験] は花子にとっていい夏の思い出だ。

(20) (21) は、X の主格（経験者格）が誰かということにより、恣意的解釈・特定解釈の違いがある。恣意的解釈の (20) では、時制を特定する要素（来年・昨年）を挿入することができず X は一般事態と捉えられ、トイウの介在を許す。(20) はトイウが介在するにより、現実的、具体的な事態であることに言及せず、例として名詞節全体を提示することができる。これに対して特定主語解釈の (21) では、X は時制を特定する要素（来年・昨年）を挿入できる具体的・特定の個別事態であり、トイウの介在を容認しがたい。(21) では「花子にとって」を挿入することで、X の主格（経験者格）が「花子」に特定される。これ

意味と統語から見たトイウの機能

により X の表す事態は「花子」によるものであることが明確になり、X は直接的・現実的な個別事態として捉える読みが自然になるため、例示機能をもつトイウが不要となると考えられる。

このように2つ事態タイプ（一般事態・個別事態）は時制解釈だけでなく主語解釈とも連動しており、トイウは随意的な主語解釈をもつ一般事態では介在を許すが、特定主語を持つ具体的な個別事態に介在することは難しいと言える。(22) は (11) に修正を加え、これまでのトイウと2つの事態タイプの関係をまとめたものである。

(22)

a.	<p>X = 例としての事態</p> <p>→ 非具体的、非／未現実</p> <p>現実の時間軸につながらない一般事態</p> <p>随意的主語 (PRO<sub>arb</sub>) 解釈が可能</p>	イトウ	N／コト
b.	<p>X = 具体的・直接的な事態</p> <p>→ 具体的、現実的</p> <p>現実の時間軸とつながる個別事態</p> <p>特定主語の解釈</p>	φ	N／コト

(22) から、補文や名詞節におけるトイウの介在は、例として事態を表す一般事態と連動し、未／非現実の時制解釈、随意的主語解釈において最も適切であると考えられる。

#### 4. 話者の事態に対する認定とトイウ

4節では [X トイウ N] を文（節）のレベルを超えたより大きな文（主文・談話）レベルにおいて考察し、X をどのような事態として捉えるかは話者の認識や事態認定と関係があり、トイウの例示機能がこのレベルにおいても文の意

言語科学研究第14号（2008年）

味解釈と関係することを考察する。

3節で [X トイウ N] におけるトイウの介在は、Xの事態と連動することを考察し、Xが具体的・現実的な個別事態である場合、トイウが生起しにくいことを見た。しかし (23a) (= (16) を再掲)・(23b) は、ともに Xが同じ個別事態であるにもかかわらず、トイウの介在において差がみられる。

- (23) a. [[(昨年12月に) 担当者が業者から賄賂をもらった] { $\phi$ ・\*? という} こと] は間違いない。  
 b. [[(昨年12月に) 担当者が業者から賄賂をもらった] {\*?  $\phi$ ・ という} こと] は想定できる。

(23a) ではトイウが介在しがたいが、(23b) ではトイウが（むしろ義務的に）介在する。(23a) (23b) は主文述語が異なり、このことがトイウの生起に関係していると考えられる。(23a) において話者は主文述語において「間違いない」と断定しており、補文の事態を事実として認定している。このため補文事態には具体的・現実的な個別事態が要求され、例示機能を持つトイウは生起しがたいが、(23b) は主文述語（「想定できる」）からわかるように、話者が補文事態を事実として認定しておらず、そのため例として事態を提示するトイウが生起する。つまり事態 Xが具体的な時間軸に位置付けられた個別事態であっても、これを文に埋め込むことでより大きな文（主文）との関係から話者の事態に対する認定という観点を盛り込み、トイウの有無は決定されると言える。

さらに別の例を見てみる。(24) は「話」を主名詞 Nとする [X トイウ N] (X: 文) を文中に表した例である。

- (24) [[在学中に山田さんが司法試験に合格した] という話] を友人から聞きましたが、あの話は本当ですか。

文（節）レベルを超えたより大きな文である談話レベルでは、「聞き手」が存在しており、(24) では話し手が聞き手に友人から聞いた「話」の真偽を確か

意味と統語から見たトイウの機能

めようとしている、といった状況が考えられる。「話」を主名詞 N とする [X トイウ N] (X: 文) は 2.2 の (5c) に該当し、(25) に見られるように一般的にトイウの介在は任意であると考えられている。

(25) 在学中に山田さんが司法試験に合格した { $\phi$ ・という} 話

しかし、(24) にはトイウが必要であり、(26) に見られるようにトイウが無い場合は容認度が落ちる。

(26) \*? [[在学中に山田さんが司法試験に合格した] 話] を友人から聞きましたが、あの話は本当ですか。

(24) の [X トイウ N] における X は時間副詞「在学中に」が共起していることからわかるように、実際の時間軸に位置づけられた具体的・現実的な事態 (個別事態) である。これは「個別事態の X はトイウの例示機能と整合性がなく、トイウの介在を容認しない」とする本稿の考察と矛盾する。一見本稿での考察の反例とも見える (24) は、X が文 (節) のレベルを超えたより大きな文 (主文・談話) レベルにおいてトイウの生起可能性を考える必要があることを示唆する。(24) に見られるようなトイウは、X が名詞である [X トイウ N] においても観察される。

(27) 山田という学生が尋ねてきましたよ。

(27) が発話される状況は、聞き手が不在の時に、話し手が未知 (直接知らない) か、または話し手が聞き手も直接知らないと推測される「山田」が尋ねてきたことを聞き手に伝えるといった状況である。話し手・聞き手双方が「山田」を知っている場合には (28) となり、この場合トイウは介在しない<sup>11</sup>。

(28) (学生の) 山田が尋ねてきましたよ。



## 言語科学研究第14号（2008年）

このように、話し手・聞き手の少なくとも一方が名詞の指すものを直接知らない場合、トイウが必要となる。(24) にトイウが生起する理由も、(27) と同様に一方（ここでは話し手）が直接知らない情報を導入するためと考えられる。(24) では、話し手が「話」の真偽について聞き手に聞いているため、話し手は話の内容（Xの内容）について直接は知らないか、事実として認定していない。つまりXの事態は話者にとって不確定な情報である。(24) (27) の下線部 [XトイウN] は、いずれも話し手（あるいは聞き手）にとって不確実な情報を談話に導入する場合であり、このような場面ではトイウが必要になる。

話し手にとって不確実な情報を導入する際にトイウが介在する理由は、話者の事態Xに対する認識と関係があると考えられる。(24) において「在学中に山田さんが司法試験に合格した」という事態が話者にとって不確実な事態であれば、話者はその事態を現実の世界に位置付けられた出来事とはとらえられず、現実的・具体的な個別事態として把握できない。そのため、話者はその事態Xをいったん例として提示する方法をとることになり、例示機能を持つトイウが介在し [XトイウN] の形で導入する。トイウが介在することで、不確実な情報を導入しようとする話者の発話意図が満たされることになる。

このように [XトイウN] について、より大きな文（主文・談話）レベルにおいて観察すると、トイウの介在はXの事態に対する話者の認識と関係する場合がある。たとえXが具体的・現実的な事態であっても、話者がその事態を個別事態として認識していない（できない）場合は、例としてXを提示するという方法をとるため、一般事態と同様にトイウの介在が必要となる。つまりXが一般事態を要求するかどうかは [XトイウN] を埋め込んだ主文（主文における主文述語）や談話との関係を見る必要があり、主文述語や談話との関係においてXにどのような事態を要求するかが決まる場合がある。トイウの介在は話者の事態に対する認識にも大きくかわり、正しい意味解釈を聞き手に伝えるために利用されるといえる。

## 5. 結論

[XトイウN] において修飾部であるXと主名詞Nの関係は、Xが名詞である語のレベルだけではなく、名詞節である文のレベルにおいてもトイウの例示

## 意味と統語から見たトイウの機能

機能によって捉えることができ、トイウの介在の有無は「タイプ」対「個別」、「概念」対「具体」、「一般事態」対「個別事態」の対立を生むことを示した。またXがNの例（タイプ）となるためには、Xが個別事態ではなく一般事態であることを様々な例で提示した。またこの2つの事態の違いは、時制解釈、PRO主語解釈と連動しており、トイウの介在は未／非現実の時制解釈、随意的主語解釈において最も適切となる。このことは逆に言えば、Xが直接的・現実的な個別事態でその内容が直接Nの内容と結びつくとき、トイウは介在しないことを意味する。

先行研究では、主にNの性質の違いによりトイウの介在の有無が論じられてきた。「魚を焼くにおい」の主名詞Nのように、明らかにNがXに直接的・具体的な事態を要求する場合もあるが、本稿ではそれらの先行研究の成果を取り上げながらも、その事態を話者がどのようにとらえているかという話者の認識、事実認定によってもトイウの介在は左右されることを観察した。その結果、たとえXの事態が個別事態（実際の時間軸上の時制解釈をもつ特定主語の文）であっても、その真偽が話者にとって確認できない、あるいは不確実な事態は、談話上一般事態と同様にトイウの介在が必要となることを考察した。

本稿は、[XトイウN]におけるトイウの介在可能性を、Xの持つ語のレベル、文（節）レベル、さらに文（節）のレベルを超えたより大きな主文や談話レベルでの観点も盛り込み、トイウの例示機能がすべてにかかわることを俯瞰的に考察し、提示した。文の意味解釈をより正確に行おうとするとき、例示機能を持つトイウは意味と統語（形）をマッチングさせる言語形式として積極的に利用され、話し手の発話意図を明確に伝えようとする。したがって、一見その存在が任意とみなされるトイウも詳細に観察すると、話者の発話意図を含め、文の意味解釈を積極的に行うための言語形式として機能しているといえよう。

<sup>1</sup> 益岡（1997）は、トイウがない基本的内容節の表現では内容節（名詞修飾節）が被修飾名詞を限定し、構造的・意味的に被修飾名詞が主要素ではあるが、トイウの介在するトイウ内容節の表現では情報の中心が内容節の方にあり、被修飾名詞はその内容節がどの範疇に属するかを付加する働きをすると述べている。

言語科学研究第14号（2008年）

<sup>2</sup> 個別事態・一般事態の用語は益岡（2007）による。詳細は3節で述べる。

<sup>3</sup> [XトイウN]（X：名詞）は、Nの要素がXひとつだけを指す場合もある。

（i）a. 山田という学生はこの研究会に3名いる。

b. 山田という学生と研究会で知り合いになった。

（i a）に見られる「山田という学生」は、「学生」の集合に属する要素が「山田」（の名前を持つ構成要素）であり、その「山田」（の名前を持つ構成要素）が複数存在することを表している。これに対して、（i b）における「山田という学生」は、「学生」の指し示すものは一人の「山田」のみであり、「山田」の名前を持つ構成要素は「学生」の集合の中で1つだけである。したがって「山田」と「学生」は同定される。これは同定関係、同格関係と呼ばれる関係であるが、本稿では、（i b）のように集合を構成する要素が1つしかない「XトイウN」も、広義に捉えればXがNに属する集合関係であると考える。

<sup>4</sup> XとNの修飾関係は、Xが名詞の時、「の」が挿入される場合がある。（3）に見られる「教師という仕事」は「教師の仕事」という形でXがNを修飾することが可能だが、後者はXとNの間に例示関係はなく、X=Nという関係でしかない。両者の違いについてはより深い考察が必要であるが、これについては今後の課題としたい。

<sup>5</sup> 寺村（1975～1978）は外の関係における連体修飾節の被修飾名詞（主名詞）を「底の名詞」と呼んだ。

<sup>6</sup> 寺村（1975～1978）は外の関係における連体修飾節の主名詞を4つに分類し、（5）のa-c以外に「相対性の名詞」（上、下、右、左、中、外、原因、理由など）を挙げている。しかし本稿では「相対性の名詞」を考察の対象としないため（5）には含めていない。

<sup>7</sup> 「トイウ」が介入可か否か、可の場合それが必要か任意か、というのはその前に来る修飾部の内部構造だけから言えることでもなく、またそのあとに来る底の名詞の種類だけから言える（つまり辞書にある特性表記をしておくことで処理できる）ことでもない。両者が、いわば相関的に「トイウ」の使用を条件づけているのである。（寺村 1975～1978:268）

<sup>8</sup> 益岡（2007）は文の意味的階層構造を設定しているが（益岡 2007:21(4)）、これは「南の文構造モデルを継承し発展させようとするものである」（益岡 2007:24）と益岡自身述べている。

意味と統語から見たトイウの機能

- <sup>9</sup> 田窪（1987）は南の文構造に若干の修正を加え、統語構造と文脈情報の相関について考察した。
- <sup>10</sup> 査読者より次のようなご指摘をいただいた。「(16)においてトイウが介在する場合、補文の事態に何らかの概念化プロセスが生じると考えられる。このような概念化は、主文の動詞あるいは主文の事態との関係であり、目の前の事実が問題なのではなく、主文の動詞あるいは主文の事態が補文の内容を概念化しているかどうかということが問題である。」（査読者コメント）本稿はトイウの例示機能が補文全体をタイプ（概念）として提示することを主張しているが、確かにトイウの介在には補文や節を超えた、より大きいレベルである主文とのつながりを見る必要がある。査読者からのコメントをヒントに、4節でこの問題についての考察を加えた。貴重なコメントをいただいたことに感謝したい。
- <sup>11</sup> 井上和子先生より、「談話レベルにおけるトイウを論じるには『情報のなわ張り理論』（神尾1990）との関連性を捉える必要がある」とのコメントをいただいた。話し手が直接知り得ない情報は話し手のなわ張り外の情報であることを明示するため、間接形の言語形式（モダリティなど）を必要とする（神尾1990）。談話レベルにおけるトイウの介在は「なわ張り理論」の観点からみると、話し手のなわ張り外の情報であることを明示するための間接形の言語形式の一種としての働きをしていると思われる。戸村（1992）も同様の観点からトイウの分析を行っている。

【謝辞】

本稿は眞鍋（2007）の第3章を加筆修正したものである。ご指導いただいた長谷川信子先生に心より感謝申し上げたい。また岩本遠億先生、井上和子先生、井上ゼミの先輩諸氏から示唆に富む貴重なコメントをたくさんいただいた。この場を借りてお礼申し上げます。

【引用文献】

- 長谷川信子. 1995. 「省略された代名詞の解釈」『日本語学』14-4. 27-34.
- 神尾昭雄. 1990. 『情報のなわ張り理論—言語の機能的分析』大修館書店.
- ジョンソン由紀. 2005. 「日英連体修飾節—考察—統語的・意味的観点からみた「という」節に及んで—」鎌田修・筒井通雄・畑佐由紀子・ナズキアン富美子・岡まゆみ編『言語教育の新展開 第4巻』17-33. ひつじ書房.
- Josephs, Lewis. 1976. Complementation. In *Syntax and Semantics 5: Japanese Generative Grammar*, ed. by Masayoshi Shibatani, 307-369. New York: Academic Press.
- 金 銀淑. 1989. 「連体修飾構造における「トイウ」の意味機能」『国語学研究』29. 64(21)

言語科学研究第14号（2008年）

- 51(35). 東北大学文学部.
- 眞鍋雅子. 2007. 「連体修飾節におけるトイウの機能 —文法化プロセスに見られる統語的特徴—」 修士論文. 神田外語大学.
- 益岡隆志. 1997. 『複文』くろしお出版.
- 益岡隆志. 2007. 『日本語モダリティ探究』くろしお出版.
- 益岡隆志・田窪行則. 1992. 『基礎日本語文法』くろしお出版.
- 南不二男. 1974. 『現代日本語の構造』大修館書店.
- 大島資生. 1991. 「連体修飾節構造に現れる「という」の機能について」『人文学報』225. 27-58. 東京都立大学人文学会.
- 太田陽子. 2000. 「「トイウ」を用いた連体修飾表現について」『東京大学留学生センター紀要』10. 53-85. 東京大学留学生センター.
- 田窪行則. 1987. 「統語構造と文脈情報」『日本語学』6-5.37-48.
- Terakura, Hiroko. 1984. Noun modification and the use of *to yuu*. *Journal of the Association of Teachers of Japanese*. 18-1: 23-55.
- 寺村秀夫. 1975-1978. 「連体修飾のシンタクスと意味—その1～その4—」『日本語・日本文化』4-7: 71-119, 29-78, 1-35, 1-24. (『寺村秀夫論文集Ⅰ』くろしお出版. 1993. に再録. 引用ページは再録による.)
- 戸村佳代. 1990. 「名詞修飾における「トイウ」の機能(1) —統語的位置付け—」『明治大学教養論集』232. 443-452. 明治大学.
- 戸村佳代. 1991. 「名詞修飾における「トイウ」の機能(2) —「トイウ」の意味的機能—」『明治大学教養論集』242. 215-231. 明治大学.
- 戸村佳代. 1992. 「「トイウ」再考」『明治大学教養論集』251. 189-199. 明治大学.